

## 2) 品目名：アスファルト添加材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原料としていないこと。</p> <p>2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素及びふっ素</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>1 アスファルト舗装用フィラー材として利用する場合は、舗装設計施工指針 平成18年度版（社団法人日本道路協会）の4-4-4（1）③フィラーの規格に適合していること。</p> <p>2 アスファルト混合物再生用添加剤として利用する場合は、舗装再生便覧（社団法人日本道路協会）の2-3-6再生用添加剤の規格に適合し、その再生用添加剤を添加した場合の再生アスファルトの性状が、舗装設計施工指針 平成18年度版（社団法人日本道路協会）付表-8. 1. 9舗装用石油アスファルトの品質規格に適合していること。</p> <p>ただし、上記規格の一部が適合しない場合は、以下の基準に適合すること。</p> <p>3 アスファルト混合物試験であるマーシャル試験の結果が、通常使用されている再生用添加剤とフィラー材を使用した場合と同等であること。</p> <p>4 フィールド試験において、施工性、耐久性、フィニッシャーアビリティ、レーキングなどが通常使用されている再生用添加剤とフィラー材を使用した場合と同等であること。</p> <p>5 供用後の性状が通常のアスファルト混合物と同様であること。</p>
循環資源の配合率	<p>原料として循環資源を100%（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成16年9月13日制定

平成25年8月29日改定（要綱・指針の変更）

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準から原材料を除外）